

岩手県告示第590号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、盛岡広域都市計画事業室小路地区土地区画整理事業の換地処分をした旨滝沢村室小路土地区画整理組合から届出があった。

平成23年9月16日

岩手県知事 達 増 拓 也